2026年11月12日

各　　位

会社名　ＳＡＡＦホールディングス株式会社
代表者　代表取締役 社長執行役員　左奈田　直幸
（コード：1447、東証グロース）
問合せ先　常務執行役員経営管理本部長　宗宮　伸英
（電話番号：03-6770-9970）

（開示事項の経過）当社株主が招集した2026年５月12日開催の当社臨時株主総会における決議不存在確認等訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2026年６月29日付「当社株主が招集した2026年５月12日開催の当社臨時株主総会における決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当時の当社取締役（下記３．をご参照ください。）が、2026年５月12日に開催された当社臨時株主総会[1]（以下「本臨時株主総会」といいます。）における当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者[2]の選任決議について、その不存在確認等を求める訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に提起した旨をお知らせしておりました。

2026年11月11日、本訴訟について、東京地方裁判所より判決（以下「本判決」といいます。）が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本判決のあった裁判所および年月日
裁　判　所：東京地方裁判所
判決言渡日：2026年11月11日

２．本訴訟の原因および提起されるに至った経緯
当社は、2026年５月12日付「臨時株主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ」等でお知らせしましたとおり、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が法令および定款に違反し、不存在または取り消されるべきものであると考えており、この点について、裁判所による最終的な判断を求めるために、当時の当社取締役により、本訴訟が提起されました。

詳細につきましては、2026年６月29日付「当社株主が招集した2026年５月12日開催の当社臨時株主総会における決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ」をご参照ください。

３．本訴訟を提起した者（原告ら）の概要
本訴訟を提起したのは、2026年６月26日時点の当社取締役である左奈田直幸、松場清志、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子および仲岡一紀の７名です。

[1] 当社の株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）が招集した臨時株主総会を指します。
[2] 前氏が本臨時株主総会において選任されたと主張していた７名の取締役候補者を指します。

４．判決の内容

本判決の主文は以下のとおりです。

（１）被告[3]の令和８年５月 12 日付けの臨時株主総会における別紙決議目録１から７までの各決議[4]を取り消す。

（２）被告の令和８年５月 12 日付けの臨時株主総会における別紙決議目録８の決議[5]を取り消す。

（３）訴訟費用は被告の負担とする。

本判決において、本臨時株主総会における当社取締役７名の解任決議および前氏提案取締役７名の選任決議を取り消す旨の判断が示されました。当社としては、本判決により、当社がこれまで一貫して主張してきた内容が認められたものと受け止めております。

５．今後の見通し

本判決は現時点では確定しておりませんが、本訴訟の被告である当社は控訴しない方針です。

今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかに適時開示いたします。

なお、本判決が当社の業績に与える影響はありません。

以上

[3] 当社を指します。

[4] 取締役左奈田直幸、松場清志、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子および仲岡一紀を解任する決議を指します。

[5] 前氏提案取締役候補者である、前俊守、小白川貢、湊初枝、岩田康裕、江本克也、池上聖次郎および高橋隆敏を取締役に選任する決議を指します。